

**熊本県地域交通燃料価格高騰対策事業(タクシー・自動車運転代行業者分)補助金交付申請書受付等
業務に係る質問書への回答について**

No.	質問内容	
1	今回の事業において、県が想定している申請件数及び問合せ件数(電話・メール・来所)の見込みがあればご教示ください。	県内のタクシー及び自動車運転代行業者からの申請を見込んでいます。 令和8年8月現在、県内のタクシー事業者数は566事業者、自動車運転代行事業者数は271事業者となっています。 直近の事業実績としては、タクシーは8割超、自動車運転代行は6割超の事業者が申請されています。 なお、問合せ件数の見込みは算出しておりません。
2	過年度事業における電話問合せ件数、メール問合せ件数及び来所相談件数の実績をご教示ください。	電話問合せ件数、メール問合せ件数及び来所相談件数の実績は把握しておりません。
3	補助金交付申請書の受付方法について、郵送、持参、電子申請等の想定される受付チャネルをご教示ください。	受付チャネルは、郵送、持参、電子申請、FAX等が想定されますが、申請者の利便性や業務の効率性等の観点からご提案をお願いします。
4	県へ回付する申請データについて、指定様式や管理方法(Excel、専用システム等)が定められている場合はご教示ください。	県へ回付いただく申請データについては、指定様式(Excel)があります。 申請書に記載いただいた事項(事業者名や燃料種別、申請金額等)を指定様式(Excel)に記入し、回付いただく予定としています。 なお、指定様式(Excel)については、契約後に共有させていただきます。
5	ホームページによる制度周知については、受託者による専用ページ等の構築を想定されていますか。または県ホームページを活用する想定でしょうか。	受託者による専用ページの構築を想定しています。専用ページでは、制度周知のほか、申請様式や申請方法などについても掲載いただく予定です。 なお、県のホームページでも制度の周知を行います。
6	交付申請受付開始日(令和8年10月上旬予定)の具体的なスケジュールをご教示ください。	契約手続きの進捗等も踏まえ、受付開始日を決定します。 ただし、遅くとも10月第2週までには受付を開始していただく見込みです。
7	仕様書に記載の「相談・申請受付スペース」について、来所相談及び申請受付業務は当該スペースにて実施し、電話による問い合わせ対応業務(コールセンター機能)は別拠点で実施する提案も可能との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
8	実施場所について熊本市内設置を必須とする要件の有無及び一部業務のリモート実施可否についてご教示ください。	実施場所について、熊本市内設置を必須とする要件はありません。 また、一部業務のリモート実施について、特段の制限はありません。
9	前回、申請書類の不備で最も多かった事例や、審査に時間を要したポイントを(差し支えない範囲で)ご教示いただけますでしょうか。	「納税証明書」や「自動車検査証記録事項の写し」などの必要書類の添付漏れや、申請書の記載事項の不備(未記入を含む。)といった不備が多く見られます。 その補正処理に時間を要します。
10	申請者様向けの事前告知は実施予定でしょうか。(ホームページの開設時期)	事前告知の実施の有無、実施する場合の方法等については、ご提案をお願いします。
11	提出書類に不備があった際、申請者への連絡手段(電話、メール、郵送)の優先順位や、再提出の受け入れ方法(オンライン再アップロードの可否など)に県としての指定はありますか。	県としての指定はありません。
12	問い合わせのピーク時期(受付開始直後など)の、1日あたりの最大入電数の想定はありますか。また、外国籍の事業者等への多言語対応は求められますか。	1日あたりの最大入電数の想定はありません。仕様書中に県内のタクシー・自動車運転代行事業者数を公表しておりますので、参考としてください。 また、これまでの実績によると、多言語での対応が必要となったケースはありません。
13	県への進捗報告(日報・週報など)の頻度や、申請データの受け渡し方法に指定(暗号化ストレージ、専用システム等)はありますか。	県への進捗報告の頻度に指定はありませんが、申請受付から県へのデータ回付までの標準処理期間は、仕様書にお示ししているとおり、原則20営業日以内です。 また、申請データの受け渡し方法については、紙及び電子データにて提供いただくことを想定していますが、専用システムはありません。 正確かつ迅速な事務処理並びに効率性の観点等を踏まえ、ご提案をお願いします。
14	申請者のやむをえない事情(天災等)により申請および交付決定までの猶予期間設置や二次公募を実施することはありますか。	当該業務委託の中で猶予期間の設置や二次公募を実施することはありません。
15	委任状の【県内支店(委任無)】とは、県内支店を申込者とする場合は、委任状は不要と言う事ですか。	申込をする事業者において、「県内に支店があるが、熊本県物品・業務委託競争入札参加資格登録時に委任状の提出がない」ことを示しています。 入札参加資格登録時に委任状を提出されていない場合は、今回のプロポーザルに参加するにあたり、委任状を提出いただく必要があります。
16	相談スペースについては、予約制での受付も可ですか。 (例)月曜～金曜日の期間 AMのみなど。 電子メールでの相談は、随時申請受付は、8:30～17:15まで。	指定はありませんので、申請者の利便性や業務の効率性等の観点からご提案をお願いします。